

令和8年度

社会福祉士の資格を取得し、山形県内の介護・福祉の職場で
就労を目指す方へ！ **学費をサポートします！**

社会福祉士修学資金のご案内

この制度は、国・県からの補助を受け山形県社会福祉協議会が社会福祉士の資格取得をサポートし、山形県内での福祉人材の確保を目指すものです。

社会福祉士養成施設(※)に在学し、社会福祉士の資格取得を目指す学生のみなさんに修学資金をお貸しします。

(※) 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設 (**福祉系大学は対象外**となります)



▶貸付内容

- ①月額 **5** 万円以内（年額 60 万円以内）
 - ②入学準備金 **20** 万円以内
 - ③就職準備金 **20** 万円以内
- すべて**無利子**でお貸しします。

▶返還免除

卒業後、3年間継続して
相談援助等の仕事に従事

➡ 全額返還免除！

※ 返還免除の要件は裏面をご覧ください。



入学された社会福祉士養成施設を経由しての申込みとなります。
詳細については、お気軽に下記までお問い合わせください。

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター

〒990-0021 山形市小白川町二丁目 3-30 電話 023-633-7739

ホームページ <https://www.ymgt-shakyo-j2.info/>



社会福祉士修学資金貸付制度の内容

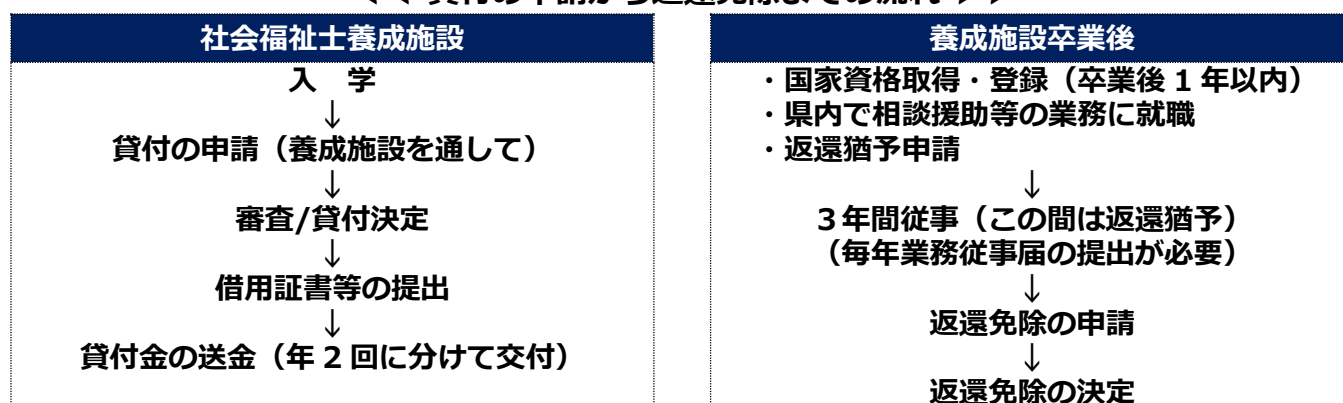
▶貸付額 及び 貸付期間	○月額 5万円以内（年額60万円以内） 社会福祉士養成施設に在学している期間 ○入学準備金及び就職準備金 初回貸付時に入学準備金 20 万円、 最終回に就職準備金 20 万円を加算することができます。
▶返還免除	養成施設を卒業した日から1年以内に、社会福祉士の登録を行い、山形県内※の社会福祉施設などの相談援助業務等に就き、3年間引き続きその業務に従事した場合は、全額返還免除となります。 ※一部県外も含む（原則5年間業務従事）
▶借入申込	入学された社会福祉士養成施設を経由してお申込みください。（養成施設の推薦状が必要です。）

令和8年度募集人数および申請期限

募集人数：若干名

申請期限：令和8年5月15日（金） 山形県福祉人材センター 必着
（各養成施設の締切は、各養成施設の担当者へお問合せください）

<< 貸付の申請から返還免除までの流れ >>



<< 注意事項 >>

養成施設を途中で退学または所定の期間経過前に相談援助等の業務を辞めた場合（相談援助等の業務に従事しなかった場合）は、原則として貸付金を返還しなければなりません。

お問合せ

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター

〒990-0021 山形市小白川町二丁目 3-30 電話 023-633-7739

ホームページ <https://www.ymgt-shakyo-j2.info/>